

議案提出者：福井交通株式会社

議案 1：清水山乗合タクシー線の使用車両変更について

現在使用している中型路線バス車両を、輸送規模に応じた小型路線バス車両に変更するため、移動円滑化基準適用除外の承認をお願いしたい。

記

1. 変更理由

過去三年間の 1 便平均利用者数は最大 20 人程度であり、変更により、乗務可能な運転士範囲の拡大を図ることができる。

2. 変更内容

1) 変更しようとする路線

清水山乗合タクシー線

2) 変更しようとする車両

日野 RX4JFA 平成 7 年式小型路線ワンマン仕様（乗車定員 29 人）前乗り前降り

長さ 699 cm、幅 210 cm、高さ 280 cm

3) 現在使用している車両

日野 RJ1JJA 平成 9 年式中型路線ワンマン仕様（乗車定員 58 人）中乗り前降り

長さ 899 cm、幅 230 cm、高さ 306 cm

3. 変更予定日

令和 6 年 4 月 1 日（月）

4. 根拠法令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）に基づき、乗合バス事業者が新たにバス車両を導入する場合、法令に基づく基準（公共交通移動等円滑化基準）に適合した車両を導入しなければならない。

ただし、下記の移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領に基づき、移動円滑化基準適用除外の認定を申請することができる。

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（抜粋）

第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車

基準適用除外の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。

（中略）

（3）幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車

第7 条件又は期限の付与

（中略）

2 第3第4号に規定する自動車については、運行地域の自治体及び住民と基準の適用除外がされた自動車を運行させることについて合意がなされていること又は運行地域の自治体からの要請があること等を条件として付すものとする。